

愛知県教育委員会特別支援教育課 Web ページより
ダウンロードできます。ご活用ください。
URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/>

小中学校における 合理的配慮事例集

～共生社会の実現に向けて～

2016年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、学校教育に関して、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮を提供しないこと」が禁止されました。

本事例集では、障害のある子供が、障害のない子供と平等に教育を受ける権利を享有、行使することができるよう、愛知県内の小中学校における合理的配慮の提供に関する事例を紹介しています。

事例を参考にしつつ、目の前の子供に応じた配慮の提供について、柔軟に対応してください。



2024年3月

愛知県教育委員会

<提供事例>

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 知的障害 | <事例1>～<事例12> |
| (2) 肢体不自由 | <事例13>～<事例31> |
| (3) 病弱・身体虚弱 | <事例32>～<事例42> |
| (4) 視覚障害 | <事例43>～<事例52> |
| (5) 聴覚障害 | <事例53>～<事例62> |
| (6) 言語障害 | <事例63> |
| (7) 発達障害(自閉スペクトラム症、ADHD、LD、情緒障害等) | <事例64>～<事例81> |

県内小中学校
81の事例を
紹介しています。

<事例4>

知的障害
小学生

トイレが怖くて排泄ができないので、
サポートしてほしい。

- ① 保護者が担任に要望を伝える。
- ② 担任から管理職に申し出を伝え、支援を検討する。
- ③ 保護者に検討内容を伝える。

- ・用を足す際、おまる・ステップ台を使用する。
- ・トイレの壁面に気持ちが和らぐキャラクターのイラストを貼る。
- ・トイレに行く際は、担任もしくは支援員が付き添い、補助する。

<事例49>

視覚障害
中学生

照度が低い場所だと見えにくいので、
配慮してほしい。

- ① 保護者から担任に申し出がある。
- ② 教頭が盲学校に対応を相談する。
- ③ 特別支援教育校内委員会で、対応内容を確認する。
- ④ 教頭が市町村教育委員会に依頼し備品配置を求める。
- ⑤ 教頭が盲学校職員に視覚補助器の使用の仕方の講習を依頼し、該当生徒、保護者、教頭が受ける。

- ・教室の照明は、常時点灯する。
- ・拡大教科書と拡大読書器の利用をできるように整備する。
- ・テストの用紙は、拡大したものを使い、問題用紙に直接記入する。
- ・該当生徒のタブレット端末にPDFデジタル教科書をインストールする。また、UDブラウザを申請する。

<事例73>

LD 情緒障害
小学生

学習の量や内容、方法を調節してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 保護者と担任とで、学習量や学習内容について、話し合う。
- ③ 保護者と担任、交流学級担任、特別支援教育コーディネーターで懇談する。
- ④ 校内教育支援委員会で合意内容を確認する。

- ・自分の考えや思いを伝えるときは、タブレット端末の動画機能を活用し、話している様子を録画して提出する。
- ・家庭学習では、タブレット端末の発表ノートを活用し、読みを中心に学習する。
- ・計算等の練習問題に取り組むときにはやり切れる量に調整する。